

第5号議案

宮城県指定文化財の指定について

別紙文化財について、文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第32条第1項の規定により、宮城県指定文化財に指定する。

令和4年5月17日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

(別紙)

天然記念物（植物）の指定

名 称	文化財の所在地・指定地	所有者
花山の千年クロベ	栗原市花山本沢岳山 国有林43林班い小班内 (根元基準杭より半径9メートル の範囲)	国 (東北森林管理局 宮城北部森林管理署)

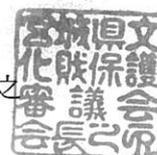
文 審 第 21 号

令和 4 年 3 月 23 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県文化財保護審議会

会 長 永 広 昌 之



県指定文化財の指定について（答申）

令和4年3月22日付け文第6188号で諮問のありましたこのことについては、別紙
のとおりです。



答 申 書

県指定文化財の指定について

花山の千年クロベ

根元基準杭から半径9メートルの範囲

クロベ（学名：*Thuja standishii* (Gordon) Carrière）は、ヒノキ科クロベ属に属する日本固有の常緑高木で、本州・四国の冷温帯気候下に自生する。栗駒山の主峰南西，虚空蔵山南方のブナ林のなかに複数のクロベの大木が散生する場所があり，そのなかで9メートル超という国内有数の周径を有するものが千年クロベである。

樹高およそ20メートル，枝張りおよそ16～18メートル，主幹から分岐する幹は地上4～9メートル付近に集中し，「箒形」あるいは「あがりこ形」の樹形を呈する。樹体内部は空洞化し，さらに一部に炭化が認められるも，樹勢に顕著な衰えはみられない。

千年クロベは，冷温帯の気候的極相であるブナ林のなか，瘦尾根や露岩地，湿原周縁で優勢となるクロベの群落を代表する樹木であることから，学術的な価値が高く，栗駒山全体の植生や地勢を知る上でも重要である。

以上のことから，千年クロベは本県にとって貴重であり，宮城県指定天然記念物（植物）に指定することが適当である。



はなやま せんねん
花山の千年クロベ（北西面）